

取扱区分：「公開」

令和7年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年6月10日(火) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和7年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年6月10日(火) 午前10時01分 ~ 午前10時56分

2 場所 周南市役所本庁舎1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 19人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
3番	野	村邦幸	4番	重	永正人
5番	佐	伯伴章	6番	笠	井保雄
7番	河	内邦雄	8番	藤	原典子
9番	佐	伯信治	10番	高	橋恵
11番	秋	貞啓子	12番	藤	井孝
13番	山	下敏彦	14番	瀧	山美智子
15番	市	川進	16番	有	馬俊雅
17番	兼	重智	18番	田	中榮作
19番	白	石純治			

(2) 欠席委員 0人

(3) 事務局職員 4人

局長	中村仁紀	次長	原田賢二
次長補佐	神本和典	係長待遇	中山浩毅

(4) 関係部署職員 1人

産業振興部農業振興課 課長 菅田浩司

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第27号	農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について	107件
議案第28号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第29号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第30号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第31号	令和6年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件
議案第32号	令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件
議案第33号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件

第3 報告事項

報告第38号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	14件
報告第39号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	3件
報告第40号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	2件
報告第41号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第42号	非農地判断の結果について	256件
報告第43号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	5件
報告第44号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第45号	現況が農地でないことの証明等について	7件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中19人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第6回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

11番・秋貞啓子委員、12番・藤井孝委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第27号「農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について」は、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）の番号1番から番号107番までの1議案107件ですが、この中に、農業委員会等

に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議があります。

2番・歳光時正委員、3番・野村邦幸委員及び19番・白石純治委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

歳光委員、野村委員及び白石委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(委員3名退席)

それでは、議案第27号、番号1番から番号107番までの107件を一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1ページの議案第27号は、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、「市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」となっており、同法第19条第3項の規定において、「市町村は、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから、周南市長より農用地利用集積等促進計画の案についての意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただいた上で、農業委員会の意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長よろしくをお願いします。

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田です。

議案第27号について、説明させていただきます。

このたびの議案は、法律改正後、はじめて行う利用権の設定の手続きとなるもので、山口県農地中間管理機構の求めにより、市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の計画案をご覧ください。

このたび、利用権を設定しようとする土地の筆数は、徳山地区が1番から26番までの26筆、新南陽地区が27番の1筆、熊毛地区が28番から67番までの40筆、鹿野地区が68番から107番までの40筆、合計107筆となります。

このうち、表の一番右側の欄に、借り受け人が記載されているものが、機構が耕作者へ転貸する2段階方式によるもので、合計75筆、その他32筆は一括方式によるものです。

また、この計画の案については、本日いただいた意見を添えて、農地中間管理機構へ提出し、これを基に、機構が計画を策定したものを、市が7月1日付で認可・公告する予定としております。

なお、機構から耕作者への転貸にかかる計画については、県知事が9月26日に認可する予定としております。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第27号、番号1番から番号107番までの107件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号、番号1番から番号107番までの107件について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号、番号1番から番号107番までの107件は原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

歳光委員、野村委員及び白石委員は、ご着席ください。

(歳光委員、野村委員、白石委員着席)

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

議長（山下会長）

(農業振興課職員退席)

次に、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2ページから4ページの議案第28号は、1議案8件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が2,395.91平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢により耕作が困難となったため譲り渡すものです。

譲受人は、露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番・重永委員

4番、重永です。

番号1番について補足説明をいたします。

5月13日に事務局職員、推進委員と一緒に現地で、申請地の3筆の現況を確認しました。

全体的には田起こしが済んでおり、部分的に野菜の作付けがされていきました。

申請人の意思の確認については、4月22日、譲渡人がこの件を申請したことを直接私に伝えに来られた折に、また、譲受人には6月1日に電話で確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違

いありません。

譲渡人は、高齢になり耕作が難しくなってきたため、5年前から譲受人に申請地の一部を畑などとして利用してもらっていましたが、現在は、本格的に野菜栽培などに取り組んでいることから、農業の後継者として譲渡する良い機会という思いから譲渡することにしたとのことでした。

譲受人は、現在は会社員で、適宜、自宅から約3キロ離れた申請地に通いながら、年間を通して季節ごとの野菜栽培をされており、JAへの出荷もされています。

トラクター、耕耘機等の農機具は全て譲渡人から譲り受けることにしており、将来的にはビニールハウス栽培などにも取り組み、耕作面積を広げながら、出荷量を増やしていきたいとのことでした。

調査項目に従い調査いたしました。問題は無いと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

議長 (山下会長)

原田事務局次長

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,735.00平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で、農地の維持管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、自作地周辺の農地の荒廃を防ぎ、経営規模を拡大するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です。

番号2番についての補足説明をいたします。

5月14日に事務局職員、推進委員2名と私の4名で現地の確認に行きました。

申請地は休耕田で保全管理はされており、水田としてすぐに耕作できる状態でした。

譲受人は周辺の農地を耕作しており、申請地を荒らしておきたくないということで譲り受けることにしました。

譲渡人は高齢で、維持管理が難しいことから、譲受人からの申し出もあり、譲り渡すことにしました。

5月17日に双方に電話で意思確認をしました。

農地から農地への権利移動の事案であり、問題はないと思われま

す。審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が932.00平方メートルの農地です。

申請地は譲受人が耕作する農地に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢により維持管理が困難となったため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人から申し出があり、水稻や露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番・兼重委員

17番、兼重です。

番号3番について、補足説明をいたします。

5月14日、事務局職員と私の2名で現地を確認しました。

また、譲渡人及び譲受人とは電話で当日意思確認をしました。
申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおり間違いありません。

譲渡人は高齢であり、夫も病弱で農地の管理が困難になったので、隣地の耕作者に譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、水稻及び露地野菜を栽培しており、農地面積の拡大と水路の確保のため、譲渡人からの申し出により、譲り受けることにしたとのことです。

申請地は、大島大原地区の高地にあり休耕地ですが、除草もしてある自己管理保全の農地です。

今後も稲作及び畑作農地として利用したいとのことです。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑6筆の面積が2,350.00平方メー

議長（山下会長）

原田事務局次長

トルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており、高齢で維持管理が困難となったため譲り渡すものです。

譲受人は、以前から申請地で露地野菜等を栽培しており、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番・歳光委員

2番、歳光です

番号4番について、補足説明をいたします。

5月21日に務局職員、推進委員と私の3名で現地調査を行いましたので報告をいたします。

現地は周南市立三丘小学校に隣接した農地です。

譲渡人は、現在、市外在住で高齢のため農作業は難しく、また、以前住んでいた住宅は譲受人が農家民宿を行うために、令和4年5月より貸家として使用しており、今回農地と同時に贈与による所有権移転を行うとのことでした。

6筆の農地にはすでにズッキーニ、レタス、エンドウ、グリーンピースなど多くの野菜が植えられ管理されておりました。

ここで収穫された野菜を農家民宿で使用し、JA直売所に出荷される予定です。

調査項目にそって調査を行いましたが、管理がよくされており問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号4番について、質疑を行い

ます。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が79.00平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、申請地が自宅に隣接しており、家庭菜園として露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番、有馬です。

番号5番について補足説明をします。

5月21日に事務局職員と推進委員2名、私の4名で現地を確認

原田事務局次長

議長（山下会長）

16番・有馬委員

し、6月3日に譲渡人と譲受人に電話にて意思確認をしました。

現地は耕作され、適切に管理されていました。

譲渡人は遠隔地に住んでおり管理も困難で、譲受人を探していたことから譲り渡すものです。

譲受人は申請地が自宅に隣接することから譲り受けることにし、自宅の近隣に住む母親の指導を受けながら野菜を栽培するとのことです。

なお、当面は近所の方々と交流しながら家庭菜園を楽しみたいとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号5番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号5番は、許可と決定といたします。

続きまして、議案第28号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が138.92平方メートルの農地です。

議長（山下会長）

原田事務局次長

権利移動は所有権移転で、譲渡人は申請地及び隣接する住宅等をまとめて譲り渡すものです。

譲受人は、隣接する住宅とともに申請地を譲り受け、家庭菜園として利用するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号6番について、補足説明をします。

5月21日に事務局職員と推進委員2名、私の4名で現地を確認し、電話にて6月3日に譲渡人と、6月5日に譲受人に意思確認をしました。

申請地は、譲受人が購入される住宅に隣接する農地で、防草シートが敷かれていました。

譲渡人は体調を壊したことから、自宅を含め周辺所有地を売却することにしたそうです。

譲受人は戸建ての住居を購入することにあたり、隣接する申請地も購入し、野菜を作る予定とのことでした。

10月頃には移転予定とのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われまます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号6番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号6番は、許可と決定といたします。

続きまして、議案第28号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が957.24平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で農地の維持管理ができず、農業後継者がいないため譲り渡すものです。

譲受人は、隣接する住宅とともに申請地を譲り受け、露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

19番・白石委員

19番、白石です。

5月22日に事務局職員及び推進委員と合同で調査を実施したので、報告をいたします。

譲渡人は、農業後継者がいないことから、市の空き家バンクを通じ、申請地及び家屋を譲渡することにしたとのことでした。

議長（山下会長）

申請書、営農計画書等の内容も充実しており、また、所有権移転手続きが終了次第、申請地に初めての自己所有の農地を得て野菜等を栽培するという意欲が表れており、問題はないと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号7番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第28号、番号7番は、許可と決定といたします。

続きまして、議案第28号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が2,978.00平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前から申請地を耕作しており、譲渡人からの申し出により譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

1 番・林委員

1番、林です

番号8番について補足説明いたします。

5月22日に事務局職員1名と推進委員2名、私の4名で現地確認いたしました。

後日、双方と電話にて意思確認しました。

現地はすでに田植えが済まされておりました。

譲渡人は高齢で後継者もいないことから以前より申請地を管理していた譲受人に譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、数年管理していた申請地を譲渡人の申し出により譲り受けることにしたそうです。

調査項目に従って調査しましたが問題はないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号8番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第28号、番号8番は、許可と決定といたします。

次に、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

5 ページ・6 ページの議案第29号は、1 議案 4 件です。

番号 1 番についてご説明します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積335.00平方メートル、パネル枚数132枚を設置するもので、発電出力は44.55キロワットが 1 基です。

譲渡人は、維持管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市長穂支所から北へ約380メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 1 ページから 5 ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

19番・白石委員

19番、白石です。

5月22日に、事務局職員及び推進委員と合同で調査を実施したので、報告をいたします。

該当地は、灌漑用水の便も悪く、小区画でもあり、ほ場整備事業の地域外でもあります。

したがって、農地以外の開発でも、やむを得ないと思われれます。

なお、周辺の自治会には、すでに説明済であります。

申請書等の必要書類も整っており問題はないと考えられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号 1 番について、質疑を行い

ます。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

譲受人は、自身が取締役を務める土木工事会社が使用している既存の駐車場が手狭になったことから、申請地を譲り受け、170.00平方メートルを擁する駐車場を整備しようとするものです。

譲渡人は、譲受人から希望があったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市須々万支所から南西へ約1,470メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、申請地の工事完了後は、駐車場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

神本次長補佐

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号2番について、補足説明をします。

5月21日に事務局職員と推進委員2名、私の4名で現地を確認するとともに、6月3日に譲渡人と、6月6日に譲受人と電話でそれぞれ意思確認をしました。

申請地は、近々に作物が植えられた形跡はありませんでした。

草刈りはされ、一部防草シートが敷かれており、保全管理はされていきました。

譲渡人は住宅を含め周辺の土地を処分するにあたり、長年農業に従事していないことから申請地も譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は譲渡人の不動産を購入しており、隣接する申請地も購入し、役員をする会社の駐車場として利用するとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われまます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号、番号2番は、許可と決定いたします。

神本次長補佐

続きまして、議案第 29 号、番号 3 番を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号 3 番についてご説明いたします。

本件は、令和 7 年 3 月 10 日に開催の第 3 回総会における、議案第 8 号の番号 1 番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和 7 年 5 月 9 日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

譲受人は宗教法人ですが、所有する既存の駐車場に至るまでの道路が狭くて不便であること、また、未就学児を対象とした学びの会等の参加者の駐車場が不足していることから、近隣の土地を探していたところ、譲渡人から譲り渡しの話があり、参加者の利便性の向上を図るため、駐車場を新たに設置するものです。

譲渡人は、遠隔地に居住しており、耕作ができないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市和田支所から南西へ約 1,260 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 11 ページから 15 ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、申請地の工事完了後は、駐車場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤井委員

12番・藤井委員

12番、藤井です。

内容は事務局の説明のとおりです。

転用目的の所有権移転である申請地は、三方を宅地に囲まれた狭小な農地です。

譲渡人は、遠方に居住しており、また、高齢で後継者もないとのこと。

年に数回、草刈りはするが、耕作はしておらず、将来的に農地を維持することに不安を感じていたとのこと。

一方、譲受人は来客用駐車場を確保することに苦勞しており、その用地を探していたことから譲渡の合意をしたとのこと。

双方に事情聴取しましたが、矛盾点はありませんでした。

申告書及び基本添付書類、転用目的、農地区分から見た転用目的、計画実現の確実性、計画面積・位置の妥当性、被害防除計画の妥当性は適当であると思われ。

なお、土地の境界については測量済みです。

以上です

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号3番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号3番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後と決定いたします。

続きまして、議案第29号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積437.00平方メートル、パネル枚数200枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から北西へ約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の16ページから19ページのとおりです。

農地区分は、総合支所からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番・河内委員

7番、河内です。

番号4について補足説明をします。

5月20日に事務局職員と推進委員と現場調査をしました。

申請者とは後日、意思確認をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

事業内容は太陽光発電設備の設置です。

面積は1,922.00㎡で自己管理の遊休農地です。

譲渡人は高齢となり維持管理することが困難であることから譲受人の申出に応じ譲り渡すことにしました。

譲受人は、太陽光発電事業者で事業拡大のために、候補地を探していたところ、適地があり、立地条件等の検討を行った結果、申請地を適地として譲り受けることにしました。

また、被害防除計画書も添付されております。

一部砂防法規制地ではありますが許可済みです。

作業道については所有者と協議中です。

設置内容は、参考資料のとおり、パネル200枚、出力49.5kWです。

調査結果、項目のチェックリストにあっており、問題ないと思います。

以上、調査結果報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号、番号4番は、許可と決定いたします。

次に、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

7ページの議案第30号は1議案1件です。

議長（山下会長）

神本次長補佐

それではご説明いたします。

本件は、令和7年第1回総会の議案第2号、番号3番として許可を決定し、令和7年1月10日付け指令周農委5条許可第47号として許可したものに関連します。

今回の変更は、転用する場所の位置、所要面積に関する事項となります。

変更の理由として、金融機関より貸付の条件として、「申請地が南側、東側の公道に接する必要がある」との指示があったため、転用する場所の位置と面積が変更となったことから、計画の所要面積を363.00平方メートルから337.00平方メートルに変更するものです。

参考資料の20ページに変更前の土地利用計画図を、21ページに変更後の土地利用計画図をそれぞれ載せています。

今回の変更はやむを得ないと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第30号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号、番号1番の事業計画の変更を承認することに決定いたします。

次に、議案第31号「令和6年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

8ページの議案第31号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員の皆様が自ら点検・評価し、本年4月末までに提出していただいた議案第31号別紙の「令和6年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び点検・評価」について、総会で点検・評価をし、その結果を各推進委員等に通知しようとするものです。

別紙のそれぞれのシートの一番下の表の「総会で出された意見」の欄に案として記載しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第31号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第31号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第31号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第32号「令和6年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

8ページの議案第32号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価をすることについて、議案第32号別紙の「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により点検・評価をしています。

それぞれの項目の「点検結果の欄」に、案として記載しています。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりインターネット等で公表し、山口県、周南市その他の関係機関に通知をしようとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第32号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第32号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号は、承認することに決定いたします。

次に、議案第33号、「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、議案第33号について、ご説明いたします。

第8区・四熊2（西部）を担当する農地利用最適化推進委員から、健康上の理由により、5月19日付けで辞任届が提出されました。

推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に、「正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていることから、この度、委員会にお諮りするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第33号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号について採決を行います。

本件は、同意することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号は同意することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第38号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

10ページから16ページの報告第38号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は14件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長
中村事務局長
17ページの報告第39号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。
今回は3件で、全てが農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。
内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上でございます。
議長（山下会長）
説明が終わりました。
以上で、報告第39号を終わります。
続きまして、報告第40号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長
中村事務局長
18ページの報告第40号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。
今回は、2件です。
内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上でございます。
議長（山下会長）
説明が終わりました。
以上で、報告第40号を終わります。
続きまして、報告第41号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長
中村事務局長
19ページの報告第41号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6

条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページから32ページの報告第42号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は256件です。

判断の結果、農地に該当が28筆、12,923.91平方メートル、非農地に該当が228筆、112,232.75平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

33ページの報告第43号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった5件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

34ページの報告第44号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

35ページ・36ページの報告第45号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は7件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第45号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第6回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時56分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年6月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 秋 貞 啓 子

署名委員 藤 井 孝